

年金

災害で損害を受けた方は国民年金保険料の特例免除制度があります

災害で損害を受け、国民年金保険料の納付が困難となった方は免除制度をご利用ください。

【国民年金保険料免除制度】

経済的な理由などで国民年金の保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除される制度です。通常は所得などによる審査がありますが、災害などの特別な事情がある場合には「特例免除」の対象となります。

【免除の条件】

申請される日の属する年度またはその前年度における災害により、被保険者、世帯主、配偶者または被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有する住宅や家財その他の財産のうち、その損害が最も大きい財産に係る被害金額（保険金、損害賠償金などにより補充された金額は除きます）が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたとき。

【申請時に必要なもの】

印鑑・罹災証明・損害保険等を受給している場合はその金額のわかるもの
※災害での免除期間にかかる老齢基礎年金の計算は、通常の免除申請と同じ

取扱いになります。
○問い合わせ先

川内社会保険事務所 ☎225279
町民課町民係 ☎31111
内線2125

年金相談

年金資格や受給手続きなどについての『年金相談所』を開設します。

相談には、川内社会保険事務所の職員が応じますので、質問や相談などがありましたら、この機会をご利用ください。

○日時 11月22日（水）午前10時～午後3時
○場所 宮之城ひまわり館「たすけあい室」

お知らせ

保育所入所申込み案内

平成19年度保育所新規・継続入所申込み要領は次のとおりです。

○入所の基準

保育所に入所できる児童は、保護者のいづれもが次の項目のいづれかに該当する場合

①昼間、居宅外で仕事をする場合

②昼間、居宅内で仕事をする場合
（自営業等）

③妊娠中、又は出産後間が無い場合
（産前産後3ヶ月措置）

④病気である場合（診断書が必要）

⑤病気の看護等をしている場合（診断書が必要）

⑥災害を受け、その復旧の間
対象保育所

町内外の認可保育所

*町内の保育所紹介については、本庁子育て支援係・各支所の福祉介護係にパンフレットを準備しています。
（パンフレット及び申込書は11月10日以降より配布いたします。）

○受付期間
12月1日～12月8日

*期間内に手続きをされないと、希望の保育所に入所出来ない場合があります。但し、期間内であっても定員枠により入所できない場合もあります。また、入所基準に該当されない方は申込みは出来ません。

*現在入所している保育所を変更する方と町外の保育所に入所している方も申込みをしてください。

なお、現在そのまま継続して入所される場合も、継続申込みが必要ですので必ず期間内に申し込んでください。

○受付場所

さつま町役場本庁（子育て支援係）
鶴田総合支所（福祉介護係）
薩摩総合支所（福祉介護係）

今月の納税

国民健康保険税 第4期
介護保険料 第4期
納期限 11月30日

※納税は便利で確実な口座振替制度をご利用ください。

県立保健看護学校学生募集について

平成19年度看護学科学生の募集を下記のとおり行います。

- 受験資格 高校卒業（見込み）または同等以上と認められる方
- 対象科 看護学科 40名
- 募集期間 12月4日（月）～12月15日（金）
- 試験日 平成19年1月30日（火）、31日（水）
- 試験会場 かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）
- その他 願書等の用紙を郵送希望する場合は、送付先を記入し、140円切手を貼付した角型2号（24.0cm×33.2cm）封筒を同封し、下記へ請求してください。

〒897-0306

川辺郡知覧町西元5418 県立保健看護学校

電話：0993-84-0070